**CMA-Okayamaにおける中央治験審査委員会の審査費用に係る契約書**

岡山大学病院（以下「甲」という）と、治験依頼者の名称（以下「乙」という）は、乙が計画する治験を、CMA-Okayamaの登録医療機関（以下「本医療機関」という。）で実施することの適否その他治験に関する調査審議（以下「本業務」という。）を行う岡山大学病院治験審査委員会（以下「本委員会」という。）に係る費用の支払いについて、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（治験の課題名、実施計画書番号及び依頼者）

第１条　本業務の対象となる本治験の課題名、実施計画書番号及び依頼者は、次のとおりとする。

　治験課題名　　　　 ：

　治験実施計画書番号 ：

２　本業務の対象となる本医療機関は次の通りとする。なお、甲は、甲と本医療機関との間で締結した治験審査委員会の審査委受託に関する契約書の写しを乙に提供する。

　医療機関名：○○○○○○

（治験審査委員会の審査委受託に関する契約書の締結日：　年　月　日付）

（本業務の費用）

第２条　乙は、本業務の適正な実施に必要な費用として、岡山大学病院治験審査委員会「CMA-Okayamaにおける治験の委受託審査の経費について」により規定された次の本業務に係る以下の費用（以下、「審査費」という。）を負担する。

　　　初年度（契約締結時）：金○○○○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）

　　　次年目以降：金○○○○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　乙は、甲が発行する請求書に基づき、請求書に指定する期限までに一括して支払うものとする。支払いに係る手数料は、乙の負担とする。

３　乙が、第１項に定める費用を請求書に記載する期限までに支払わなかったときは、民法第４０４条

　に基づき、期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を支払うものとする。

４　審査費に係る消費税は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び同法第７２条の８３の規定に基づき、これら費用に１０８分の８を乗じて得た額とする。ただし、消費税率に係る法改正がなされた場合はそれに準ずる。

（権利義務の譲渡禁止）

第３条　甲及び乙は、あらかじめ書面による相手方の承諾を得ずに本契約における自己の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保に供するなどの行為をすることができないものとする。

（秘密保持義務）

第４条　甲及び乙は、本業務の遂行に関して知り得た相手方の業務上の機密を本業務に関与する者以外に漏えいし、若しくは譲渡し、又は正当な理由なく本業務の目的以外に使用してはならない。

２　甲及び乙は、本業務に関して相手方から提供された情報、治験資料、治験の実施中に知りえた被験者の秘密及び本治験の結果から得られた臨床試験成績等すべての情報について、第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。

（個人情報保護）

第５条　甲及び乙は、本業務の履行において知り得た被験者の個人情報を第三者に漏えいしてはならない。

（有効期間）

第６条　本契約の有効期間は、本契約締結から本治験の終了までとする。ただし、第３条、第４条、第５条、第８条及び第９条の規定は、期間終了後も有効に存続するものとする。

（契約の解除及び解約）

第７条　甲及び乙は、相手方が正当な理由なく本契約に定める義務の履行に違反した場合は、その解決の是正を相手方に求めることができる。この場合において、是正を求めた日後30日が経過しても是正されないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、やむを得ない事情により本契約の継続を必要としなくなった場合は、あらかじめ1カ月前までに相手方に文書で通知することにより、本契約を解除することができる。ただし、本試験の契約が解除された場合であっても、第３条、第４条、第５条、第８条及び第９条の規定は、有効に存続するものとする。

３　甲及び乙は、相手方の資産、信用又は事業に重大な変更が生じ、債務の履行が困難であると認められる場合は、相手方に文書で通知することにより本契約を直ちに解約することができる。

（損害賠償）

第８条　甲及び乙は、本業務の遂行に関し、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、双方協議のうえ、誠意を持って損害賠償に当たるものとする。ただし、天災その他不可抗力による場合は、この限りではない。

（訴訟等）

第９条　本契約に関する訴えの管轄は、民事訴訟法第１１条に基づき、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

（その他）

第１０条　本契約の変更及び本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙は、互いに誠意をもって円満に協議のうえ決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

岡山市北区鹿田町二丁目５番１号

甲　岡山大学病院

（職名、氏名） 印

（所在地）

乙　（名　称）

（職名、氏名） 印